

戦時下の保育政策の展開

Development of Childcare Policy in Wartime Japan

洲脇 一郎

要旨

1937年の日中戦争の勃発は、第一次世界大戦の経験から考えても婦人労働力を動員するために保育施設の増設、保母等の保育従事者の増員が求められることが容易に予測された。現実に展開された総力戦は苛烈を極め、政府は保育政策を総動員して保育サービスの供給を増やそうとしたのである。その政策は主として厚生省によって担われ文部省は傍観的であった。本稿は兵庫県・神戸市の保育施策を、農繁期託児所、常設託児所、戦時託児所及び保母養成施設について概観するとともに、東京都、名古屋市、福岡県の独自性を持った保育施策を検討する。中央省庁、県・市、民間人、保育研究者が保育の未曾有の状況にどう対応したかをみる。この戦時下は幼保一元化を達成できた機会であったが、何ら措置が講じられないままに戦後を迎えることになる。

キーワード：教育審議会答申 社会事業法 幼保一元化 農繁期託児所 常設託児所
戦時託児所 保母養成施設

はじめに～総力戦下の保育問題

1937年7月に日中戦争が勃発すると保育問題はにわかに注目を集めることになった。保育問題の研究者である浦辺史は「日支事変(日中戦争…筆者)を契機として児童問題が緊要な国民的、国家的問題として重要視されてゐるが、保育事業に於ても施設内容の改善や施設の普及発達が現在ほど要望されてゐる時は未だ嘗てない。」と書いた。⁽¹⁾ 城戸幡太郎を代表とする保育問題研究会の機関誌『保育問題研究』は早くも1937年11月号で戦争と保育問題を取り上げた。第一次世界大戦の経験から総力戦が婦人労働、託児・保育施設にどのような影響を及ぼすかは容易に想像がついた。内務省社会局の職員が「欧州大戦に於ける各国の託児所政策」、「戦争と母性・乳児の保護」という二つの論文を寄稿した。翌1938年1月号では実務者の座談会を掲載した。出席者は「戦争が子供に非常に影響あることを感じました。又父親が戦争に行つたので母親が之に代つて忙しくなり、又子供も幼稚園に託さねばならなくなつたものが多い。」「事変の為に幼稚園の子供が非常に多くなり、託(ママ あずか)る時間も長くせねばならぬので幼稚園としては困る、その一方託児所には人員に制限があつて仲々はいれない。」などと述べている。⁽²⁾ これは日中戦争の初期の段階の話であり、まだ行政当局者や保育実務担当者に切迫感がない。日中戦争の拡大、対米英戦争の開始で保育問題は一層苛烈な局面を迎えることになる。

本稿は戦時下における保育政策の展開を厚生省と文部省の政策、港湾産業都市神戸と工業都市尼崎という都市部と広域な農村部を擁する兵庫県・神戸市の保育政策を中心として、大規模空襲が必至とされた帝都東京、軍需産業が急速に立地した名古屋市、鉄鋼・石炭という重要産
神戸親和女子大学 非常勤講師

業を有する福岡県の保育政策を取り上げる。保育政策においてなぜ文部省と厚生省は一元的な政策を展開できなかったのか、厚生行政の系列下にある地方行政は裁量を生かしてどのような特色のある保育政策を実施したのか、国や県の保育政策に民間人や民間企業がどうに協力したのか、それらの政策・行動の背景にあった精神は何かを考えてみたい。

総力戦下においては、人的資源の培養という長期的な児童・母性政策を別にすると、短期的には保育サービスを拡大し婦人労働力を生産部門に動員することが政策目標になる。そのため的手段が、農繁期託児所（季節託児所、農繁託児所）、常設託児所（常設保育所）、戦時託児所（戦時保育所）などの保育施設を増設することであった。また施設を増設すれば当然業務に従事する保母等を増員しなければならず、保母等の養成が課題になる。保育施設の拡大は量的な問題と保育内容という質的な問題の二つの課題があった。質的な問題（施設や保育内容、保母等の従事者）を犠牲にしながら量的拡大の方策がとられることになる。⁽³⁾

1 戦時下の保育政策～文部省と厚生省

1937年12月に設置された教育審議会は内閣総理大臣の諮問機関として、満州事変（1931年）後における内外諸情勢の進展により、教育の制度・内容を刷新振興する方策を審議するものであった。1937年の7月には日中戦争が始まり、総力戦下の教育の在り様が審議・答申されたのであった。1938年12月8日に「幼稚園ニ関スル要綱」が答申され、幼稚園の普及発達と内容の整備として4項目が掲げられた。第一に幼稚園の設置の奨励とともに、「特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲ認ムルコト」、第二に保育は「保健並ニ躰ヲ重視」して刷新を図ること、第三に「保母」の養成機関の整備拡充に努めるとともに、その待遇の改善を図ること、第四に家庭との関係を一層緊密にするとともに、家庭教育の改善に裨益させることの4項目であった。この要綱を説明して、幼稚園の普及発達に関して「父母共に労働に従事する者多き都会地及農繁期に於ける農村等に対しては一段と力を注ぐべきであると思ふ」とし「是等の地域に対して教育上幼稚園の設置を容易ならしむる方途を講ずる要あると共に簡易なる季節的幼稚園をも設ける得る途を開き、家人をして安んじて労働に従事せしむるのみならず幼児を教育的に保護すること」は極めて必要な措置だと述べている。また保育内容の刷新のためには保母の養成機関の整備充実が必要であるが、日本ではいまだ正規の保母制度は確立されていない。保母の養成は私的機関に委ねられており、修業年限は1年にすぎない。少なくとも2年以上と為すべきである。さらに幼稚園と託児所の関係については、幼稚園は「幼児教育の教育的必要に出発」し、託児所は「乳幼児の保護を目的とする社会事業として発達し」てきており、幼稚園と託児所で指導監督の官庁が異なるが、「託児所も単に乳幼児の保護のみに止まらず大体幼稚園と同様幼児の保育」を行っているのが実際である。したがって政府において十分慎重な研究を行って、幼児保育上有効適切な措置を講じる必要がある、と述べた。⁽⁴⁾

厚生省は1938年1月に内務省から社会局・衛生局が分離して設置された。従来の社会政策的、慈恵的措置だけでなく長期的に見た人的資源の培養をも目的としており、乳幼児の死亡率の低下、母性の保護が課題であった。1938年に社会事業法が制定され、対象となる託児等の事業に対して地方長官が指導監督するとともに社会事業の用に供する土地建物に賦課される地方税の免除や国庫補助金の交付を可能とする体制を作り上げた。社会事業法は、事業の認定、補助金

の交付など行政権に広範に授権する委任立法であった。託児所等は社会事業法第2条の規定による届け出を行うことになった。⁽⁵⁾

厚生大臣は1940年6月に中央社会事業委員会に「時局下児童保護ノ為特ニ急施ヲ要スベキ具体的方策ニツイテ」諮問した。これを受けて中央社会事業委員会は、1940年9月に社会保健婦の養成と設置、保育所の普及発達、農村隣保施設の普及発達、虚弱児の保護、母性及び児童保護思想の啓発、児童保護に関する行政及び研究機関の整備を答申した。単に保育所（託児所）の設置にとどまらず、広い視野から児童や母性の保護政策を答申している。特に保育所については「時局下都市農村ヲ通ジ労力不足ノ為家庭ニ於ケル子女ノ保育ニ全キヲ期シ難キ状況ニ鑑ミ常設並ニ季節保育所ノ普及発達ヲ図ルト共ニ保育従事者ノ養成ト其ノ資質向上ニ努メ之ニ対シ国費ヲ以テ助成ノ途ヲ拓クコト」としている。⁽⁶⁾

教育審議会答申と中央社会事業委員会答申は幼児の保育について共通した問題意識を持っていたといえよう。しかし、文部省は1941年の国民学校制度の実施にあたり幼稚園令を改正したが、教育審議会答申にあるような「簡易ナル幼稚園」や幼稚園と保育所の調整に向けた「幼児保育上ノ有効適切ナ措置」について何ら定めるところがなかった。1942年3月にまとめられた文部省編『幼児保育に関する諸問題』は託児所（保育所）について、大正年間に「婦人が漸く街頭に進出する一方、社会の下層階級に対する関心が高まると共に、再び切実にその必要が叫ばれた。その後託児所は要救貧の目的のもの、外に、一般家庭の幼児保護を目的とするものも設立せられ、次第に幼稚園と託児所の接近が見られて来たのである。」文部省と内務省との間で話し合いもあったが、結局調整ができないままに今日（1942年）を迎えた。社会事業関係者からいくたびか託児所令ないしは保育所令の制定運動があったが、幼児保育の二元化という不合理な状態のままである。

文部省の認識では託児所的使命を果たす幼稚園が増加していっているとともに、託児所の方でも次第に必ずしも貧困でない家庭でも、両親の教育が行き届かない、あるいは両親の手が足りないなどの理由から幼児を託児所に委託するようなケースが増大していった。こうした場合は簡易幼稚園として制度化して対処すべきであったが幼稚園令や幼稚園令施行規則の規定は簡便な施設の設置を許さなかった。一方厚生省は幼児受託という事実に対し補助金を与えたので、託児所は発達することになった。こうした託児所に比較的余裕のある層が子どもを預けることになり、その層は託児所の経営者に「幼稚園的相貌」をとることを要求していった。かくて幼稚園と託児所とは相互に接近して来て、その差はほとんど認められなくなっている。大要このように述べ、簡易保育園の制度化、就学前教育施設の統一、保母養成機関の改革、女子中等学校へ保育施設の附設などを課題として述べている。⁽⁷⁾ これらの中で実現したのは、1943年3月に高等女学校規程を改正して高等女学校に幼稚園又は保育所を附設できることとしたことぐらいであった。戦時下における保育サービスの増大という時局の急務はもっぱら厚生省によって担われたとみられるのである。

中央社会事業協会編の月刊誌『厚生問題』は1942年8月号に社会事業研究所・愛児研究所編「本邦保育施設に関する調査概況」を掲載している。全国の保育施設への質問紙調査などによって、保育施設、建物、保母、事業内容、三歳未満児保育施設について概況をまとめた後で、問題の所在として(1)保育施設の普及未だし(2)幼稚園と託児所には本質的区別は認められない(3)現行保

育施設は不完全なものが多いこと(4)保育施設の経済的脆弱性(5)保育理念の転換(6)保育施設の国家的統制の必要、の6項目を掲げている。幼児中心主義の保育理念を転換して国家の要望に応えるべき時期であり、保育施設の「国民的教育機能」と「社会事業乃至社会政策的機能」の統一の必要があるとしている。具体的には国民保育施設（国民幼稚園等）に一元化することが必要であるとしている。⁽⁸⁾

2 兵庫県と神戸市の保育政策

農繁期託児所は厚生省・内務省の「農村政策」の一環として実施されたと言えるであろう。兵庫県下の託児所数は1943年に2,000か所を超えたが、それ以後戦局の悪化もあって正確な数字は明らかになっていない。まず兵庫県下において比較的早くから開始され全国有数の開所実績を誇った農繁期託児所の展開を取り上げる。その後で保育所・常設託児所等の増加、保母の育成等の課題を検討したい。なお兵庫県の動向については、兵庫県保育所連盟編『兵庫県保育所の歩み』（兵庫県社会福祉協議会、1979年）の記述を中心として紹介するが、同書は非常な熱意を持って編集された貴重な労作である。

兵庫県の職員として長い間社会事業に携わった小田直蔵は保育所・託児所に関する思い出として1927年の奥丹波地震の救助活動で神戸婦人同情会が託児所を開設したこと、農繁託児所の開設を奨励した結果、兵庫県の開設個所数が全国首位になったこと、阪神間の女子中等学校の生徒を農村の託児所に出動し保育に従事させたこと、戦時保母養成所を設置したことなどを回顧している。⁽⁹⁾

(1) 農繁託児所（季節託児所、農繁期託児所）

兵庫県の戦時下の保育政策としてまず農繁期託児所からみておきたい。全国的にも大正から昭和の初めにかけて設置が進められるようになる。兵庫県では1927（昭和2）年に「兵庫県農繁託児所設置奨励規程」が制定され、託児所設置者に奨励金を交付する、交付対象となるのは就学前児童15人以上を収容し、農繁期に10日以上を開設するものとされた。この時期の託児所は小学校や寺院での開設が主であり、従事者も小学校教員、寺院関係者、婦人会が担い手となっていた。1933年に設置奨励規程を改正し、奨励金の申請は市町村を經由することにするとともに、託児の時間は日の出から日没までが原則であることを明記した。1933年の兵庫県下の託児所数は745か所で受託児童数36,814人、延べ587,611人に達した。開設数は全国で最も多かったのであるが、大半は私設であった。1930年に「兵庫県農繁期託児所連盟」が結成され、連盟は翌31年に3日間の講習会を開催している。その後1936年に連盟は兵庫県に移管されたが、規約は県の統制色の強いものになったと言われる。1937年7月に日中戦争が始まると、農村では食料増産と母性保護、乳幼児保護が時局の急務となっていった。兵庫県は1937年9月15日付で農繁期託児所設置強化を各町村長、小学校長に要請した。「今次事変ニ因り主働者ノ応召其他ノ事情ニ伴ヒ労力ノ払底ヲ来シツツアル実情ニ鑑ミ特ニ本施設ノ実現ヲ図ルハ刻下喫緊ノ事項ナリト被存候条此際既設託児所ノ代表者ハ固ヨリ農会、婦人会、女子青年団、寺院其ノ他ノ団体ノ協力ニ因り普遍的ニ実現候様御配慮相成度」と要望しており、町村の各種団体を総動員して農繁期託児所の開設にあたるよう求めた。1941年に1,300か所を超えた。1943年5月15日付で新たに「兵庫県農繁期保育所設置奨励規程」を定めた。名称は「託児所」から「保育所」とする、

従来保育所が開設されていない市町村にあっては部落単位に開設するよう指導すること、3歳未満の乳幼児保育に特に重点を置くこと、従事者については女子青年団、婦人会、国民学校女子教員、女子中等学校生徒等を積極的に協力させることを指示している。⁽¹⁰⁾

兵庫県社会課が発行した月刊の機関誌『兵庫県社会事業』には、農繁託児所の訪問記や活動状況の記事が頻繁に掲載されており、農繁託児所は兵庫県の社会事業の中で優先順位が高かったことが分かる。残存している『兵庫県社会事業』から兵庫県の農繁託児所の活動状況や兵庫県の託児所政策を見ておきたい。

兵庫県の農繁託児所奨励策の一環として、講習会の開催をあげなければならない。1941年の兵庫県主催の「農繁期保育所指導者養成講習会」では、講習会の目的は「農村に於ける労力不足を緩和し食糧増産に寄与すると共に人的資源たる乳幼児の養護に資する為農繁期保育所の普及発達と之が指導者の養成並に資質の向上を図らんとす。」とされている。2日間の講習で県下6か所で開催される。講習内容は「1 時局と農繁期保育所」(県の係官)、「2 農繁期保育所の経営と其の実際」(氷上郡の農繁期保育所の主任永井規矩夫)、「3 保育衛生並に応急手当法」(保健所技師)、「4 保育法、手技、唱歌、遊戯」(神戸市同朋保育園江川朝子、神戸市戦役紀年保育園東温子)である。受講資格は「農繁期保育所従事者、婦人会員、女子青年団員、国民学校女教員其の他特に受講を希望する者」とされ、講習料は無料で唱歌、遊戯用テキスト、手技材料は当日県が交付する、となっている。この講習会の意義について「増産運動・健民運動の一環として 季節託児所講習会 一石二鳥の時局的施設」と題する記事が掲載されている。季節保育所は食料増産という大きな仕事に貢献する、「託児所が幼児ばかり預かつて居たのでは、その効果は薄い…ほんとに親の手を取るのは乳児である。乳呑児である。故に、これからは乳児を預かる託児所でなければならぬ」。さらに「預かっている間に、教育的な、医学的な取扱いをすることに依つて、子供を精神的にも肉体的にも健やかに育てる一役を承はるのである。すなわち健民運動の一部面としての役割を果たさなければならない。」講習会は実務家を起用して運営の手ほどきをするとともに、保育の実際について保育園の保母を講師にするなど、実務的な講習になっている。⁽¹¹⁾ 講習内容が『兵庫県社会事業』に掲載されることもある。講習会の講師であった奥村湛堂の「農繁託児所の経営と保育の実際」では、(1)場所は共同作業所、公会堂など広くて危険のない所がよい。(2)春秋の2回の農繁期、ところによっては養蚕の時期にも開所(3)設備は運動場と保育室、そのほか事務室。ブランコや滑り台、砂場など費用が少なくよく遊べるようにする。(4)食事は弁当を持参させる。金持ちと貧乏人の子供で持参させる弁当に差があると困るので握り飯がよい。間食は託児所で用意する。(5)保母には育児の経験のある婦人(婦人会のように)が良く、学校の先生、女子青年団もよい。女子青年団の人は育児法の勉強が必要だ。(6)実際問題としてなかなか困難であるが、乳児も預かりたい。(7)費用の問題は何とかなる。(8)学校と無関係ではいけない。私のところでは学校の運動会に託児所児童を参加させている。など奥村は託児所経営の実際を分かりやすく話し、難しく考えることなくやれば開設・運営ができるのだと述べているのである。⁽¹²⁾

託児所等の訪問記では例えば明石郡平野村の訪問記がある。平野村は16部落があり、部落単位で共同炊事と託児所を経営している。明石市の女子青年団員60人余りが手伝いに来た。部落ごとに分宿し炊事と託児を受け持った。学校に行かない子が来て女子青年団員が相手をする。

設備は不十分だが、団員は努力している。子供が挨拶できるようになったのは託児所に来てからだろう。共同炊事は村人4人と女子青年6人で100人分の昼食、夕食を用意する。相当の忙しさである。⁽¹³⁾

また優良農村託児所の表彰式の記事もある。表彰された託児所の一つの訪問記であるが、児童は50人ほど、住職夫妻が経営者で、学校の女の先生や婦人会、児童が手伝っている。住職は託児所日記をつけており、経営の改善にいかしていることなどの紹介である。県は農繁期託児所の設置促進とともに、常設託児所への移行も奨励した。⁽¹⁴⁾

(2) 常設託児所・保育所

表1は社会福祉事業法による「託児」事業の開始を届け出た事業者の一覧である。兵庫県告示に掲載されるのは名称、事業の種類、経営者又は代表者である。「兵庫県告示」は『兵庫県報』に掲載される。1～69は『兵庫県保育所の歩み』に掲載されているもので、1944年7月末現在までに届け出た事業者である。その後も1945年まで届け出があり、『兵庫県報』で70～81まで確認できた。しかし『兵庫県報』には脱漏があるようであり、1944年8月以降には確認できていない事業者が存在することに注意しておかねばならない。後で述べるようにほかにも届け出た民間等の事業者が存在したと考えられるのである。

「兵庫県告示」の記載事項のほかに、設立年、対象児童、保育料、定員、戦災による焼失を他の資料によって補った。戦時下の保育園の大体の傾向を把握するためである。

名称は保育所、託児所、常設託児所、保育園、戦時託児所などがある。「幼稚園」のように名称が一定しているわけではなく、保育所・託児所はさまざまな経営形態がありえたのである。

設立年をみると日露戦後に設立された、日露戦争の遺児を対象にした戦災記念保育会経営の保育所に始まるが、1920年代までの設立は14事業所であり、多くの保育所・託児所は1930年代、40年代に設立されたもので、増大する保育需要に対応したものと見られる。

経営形態は市町村立や財団法人、個人の事業者のほか様々な設置主体がある。婦人会や方面委員会、産婆会の経営のものもある。行政の要請を受けてこれらの団体が保育所経営に乗り出したのであろう。市町村立の保育所・託児所は神戸市立の生田川保育所と兵庫保育所が大正年間に設置されたのが最初で、多くは1930年代、40年代に設立されている。この時期には個人経営の託児所・保育園も開設されている。市町村による設置が目立っているが、個人経営のものも相当数開設されているのである。また企業の労働者の幼児を対象とするもの（麒麟麦酒、川西航空機、石産精工）も開設されている。

保育対象の児童は満年齢で表記したり数え年で記載したりしているが、満3、4歳から学齢の始期までが多い。幼児と記載されている保育所は乳児を対象としていない。乳児を預かる保育所が少なく、戦役記念保育会経営の4か所、神戸市立の4保育所、加古川町立愛児園、尼崎愛児園に限られている。乳児保育への対応が課題であった。

公立保育所で保育料不徴収のものが相当数ある。有料であっても戦争遺児などについては減免措置があるのが一般である。なお戦時下のインフレーションを反映して料金改定も行われたようであり、ここで掲げた保育料はある時点での保育料と考えてほしい。

1945年の空襲で焼失した保育所も判明する限り記載した。神戸、尼崎などで多数の保育所が焼失したのであった。神戸市立の戦時保育所（保育所と戦時託児所）では、生田川、林田、八

雲、築島は1945年3月17日の空襲、徳井は5月11日の空襲、須磨は6月5日の空襲で罹災全焼し、灘と駒ヶ林は事業継続していた。⁽¹⁵⁾

表1 兵庫県下の保育所（1944年頃）

番号	名称	位置	設立年	経営形態	対象児童	保育料月額	定員	戦災焼失
1～4	戦役記念保育会			財団法人			年乳児 2,840	
1	荒田保育所	神戸市湊東区	1939		乳幼児	1日8銭	年幼児 49,143	○
2	水笠保育所	神戸市須磨区	1907		乳幼児	1日8銭		
3	楠保育所	神戸市湊東区	1906		乳幼児	1日8銭		○
4	芦原保育所	神戸市兵庫区	1906		乳幼児	1日8銭		○
5、6	神戸婦人同協会			財団法人				
5	青谷愛児園	神戸市灘区	1916			2円	月222	○
6	篠原分園	神戸市灘区						○
7	祥樹保育園	武庫郡御影町	1936	財団法人	乳児(昼夜保育)	30円	15	
8	同朋保育園	神戸市葺合区	1919	個人	満3～6歳	2円	100	○
9	誠仏児童園	神戸市神戸区	1929	個人	満4～6歳	2円	65	○
10	姫路第一託児所	姫路市	1931	姫路市	3歳～学齢	90銭	30	○
11	尼崎東愛育園	尼崎市	1921	尼崎市婦人会	満3～学齢		100	○
12	尼崎西愛育園	尼崎市	1931	尼崎市婦人会	満3～学齢		100	○
13	ち、のき園	尼崎市	1937	個人	満3～学齢		90	○
14	梅ノ花保育園	尼崎市	1939	個人	満3～学齢		30	
15	芳友園	西宮市	1930	個人	4歳～学齢	30銭	100	
16	明照保育園	武庫郡良元村	1924	個人	満4～学齢	50銭	50	
17	良元保育園	武庫郡良元村	1927	個人	満3～学齢	50銭	40	
18	西秀寺保育園	印南郡伊保村	1933	個人	幼児	1円	50	
19	サクラ保育園	印南郡曾根村	1938	個人	幼児～学齢		30	
20	梅井託児所	印南郡伊保村	1929	個人	幼児			
21	大塩町保育所	印南郡大塩町	1935	大塩町	幼児	70銭	150	
22	舟津村常設保育所	神崎郡舟津村	1927	個人		20銭	90	
23	二葉保育園	揖保郡太田村	1938	個人		50銭	60	
24	勝原村婦人会常設託児所	揖保郡勝原村	1940	勝原村婦人会		30銭	60	
25	塩田村託児園	津名郡塩田村	1927	個人	幼児	60銭	40	
26	佐治保育園	水上郡佐治町	1939	個人	5～7歳	1円35銭	100	
27～30	神戸市立児童院							
27	生田川保育所	神戸市葺合区	1923	神戸市	乳幼児	1日10銭	幼児60乳児20	○
28	兵庫保育所	神戸市兵庫区	1924	神戸市	乳幼児	1日10銭	幼児60乳児10	
29	林田保育所	神戸市林田区	1941	神戸市	乳幼児	1日10銭	幼児65乳児15	○
30	灘保育所	神戸市灘区	1942	神戸市	乳幼児	1日10銭	幼児60幼児15	
31	西宮市立若葉園	西宮市	1937	西宮市	満3～学齢	不徴収	100	○
32	御影町立東明保育園	武庫郡御影町	1937	御影町	幼児	1円	60	○
33	曾根町立常設託児所	印南郡曾根町	1933	曾根町		不徴収	200	
34	加古川町立愛児園	加古郡加古川町	1936	加古川町	4か月～学齢	不徴収	50	
35	室津村立室津村常設託児所	揖保郡室津村	1938	室津村	幼児	不徴収	48	
36	相生市立常設託児所	相生市	1935	相生市	3～5歳	不徴収	100	
37	生穂町立常設託児所	津名郡生穂町	1930	生穂町	4～学齢	50銭	70	
38	伊丹市立常設託児所	伊丹市	1934	伊丹市	幼児	不徴収	45	
39	的形村立託児所	印南郡的形村	1937	的形村	幼児	不徴収	110	
40	上荘村立第一常設託児所	印南郡上荘村	1936	上荘村	幼児	不徴収	100	
41	上荘村立第二常設託児所	印南郡上荘村	1937	上荘村	幼児	不徴収	50	
42	今田村立慈恵常設保育所	多紀郡今田村	1938	今田村	幼児		38	
43	良元村蔵人託児所	武庫郡良元村	1940	個人	満4～学齢	90銭	70	
44	黒井町託児所	水上郡黒井町	1940	黒井町	幼児	不徴収	40	
45	高橋村立託児所	出石郡高橋村	1940	高橋村	3歳～学齢	不徴収	35	
46	荒井愛育園	加古郡荒井村	1935	荒井村婦人会	幼児	1円	100	
47	浄泉寺保育園	揖保郡御津村	1935	個人	5～学齢	30銭	50	

番号	名称	位置	設立年	経営形態	対象児童	保育料月額	定員	戦災 焼失
48	石海村立愛児園	揖保郡石海村	1940	石海村	3～学齢	40銭		
49	揖保村立託児所	揖保郡揖保村	1940	揖保村	幼児	50銭	120	
50	斑鳩町立託児所	揖保郡斑鳩町	1936	斑鳩町	3～7歳	50銭	100	
51	小宅村立託児所	揖保郡小宅村	1936	小宅村	3～7歳	40銭		
52	玉津村上池託児所	明石郡玉津村	1940	上池区長	満3～6歳	1円50銭	130	
53	尼崎育児園	尼崎市	1939	個人(産婆会)	4か月～6歳	1円50銭	50	
54	姫路協和保育園	姫路市	届出1941	兵庫県協和会				○
55	西方寺保育園	武庫郡御影町	届出1941	個人				○
56	密蔵院双葉保育園	明石市	届出1941	個人				○
57	須磨保育園	神戸市須磨区	1938	個人				
58	打出保育所	芦屋市		芦屋市方面委員会				○
59	谷上託児所	氷上郡前山村		個人				
60	天理滝野愛児園	加東郡滝野町	届出1942	個人				
61	上打出保育所	芦屋市	届出1943	芦屋市方面委員会				○
62	東今北託児所	尼崎市	届出1943	尼崎市				
63	尼崎市立南守部託児所	尼崎市	届出1943	尼崎市				
64	一麦保育園	西宮市	届出1943	個人				
65	網干町常設託児所	網干町	届出1943	網干町				
66	塩屋保育園	赤穂郡赤穂町	届出1943	個人				
67	立花保育園	尼崎市	届出1943	個人				
68	神戸母子寮付属誠心保育園	神戸市湊区	届出1943	社団法人				
69	甲東保育所健児園	西宮市	届出1943	個人				
70	麒麟麦酒(株)神崎工場託児所	尼崎市	届出1943	会社				
71	正光寺慈愛園	尼崎市	届出1943	個人				
72	川西航空機臨時保育園	武庫郡鳴尾村	届出1944	会社				○
73	神戸市立八雲戦時託児所	神戸市葺合区	1944	神戸市	幼児	1日5銭	50	○
74	神戸市立駒ヶ林戦時託児所	神戸市林田区	1944	神戸市	幼児	1日5銭	50	
75	神戸市立須磨戦時託児所	神戸市須磨区	1944	神戸市	幼児	1日5銭	50	○
76	徳栄寺戦時保育所	揖保郡余部村	1944	個人				
77	御崎保育園	赤穂郡赤穂町	1944	個人				
78	尼崎市立高松戦時託児所	尼崎市	1944	尼崎市				
79	鳴尾村統後報公会立戦時保育所奉公会	武庫郡鳴尾村	1944	鳴尾村統後奉公会				
80	石産精工尼崎工場保育園	尼崎市	1944	会社	乳幼児			
81	大日本婦人会江井町支部戦時託児所	津名郡江井町	1944	婦人会	幼児			
82	神戸市立徳井戦時託児所	神戸市灘区	1944	神戸市				○
83	神戸市立築島戦時託児所	神戸市兵庫区	1944	神戸市				○

(出典) 1～69は『兵庫県保育所の歩み』86～87頁。設立年、経営形態は『兵庫県社会事業要覧』(昭和16年)等によって記載した。
70～81は『兵庫県報』掲載の社会事業法による託児所の届出によるが、『兵庫県報』に脱漏があり、把握できていない保育所が相当数ある。
73～75の定員・保育料及び82、83の記載は「神戸市民時報」による。
(注) 1 保育料は減免措置がある。またその後値上げが行われた施設もある。
2 定数も変更がある。27～30の神戸市立の保育所は1943年4月の定員である。
3 戦災で焼失した保育所は、○印を付したもののほか、神戸市須磨方面委員会託児所(神戸市)、姫路第二託児所(姫路市)、飾磨町立常設託児所(飾磨町)がある。(『兵庫県保育所の歩み』による)
4 戦災記念保育園は保育定員でなく年間の延保育実績。生田川・兵庫保育所の定員は『神戸市社会事業概況』(1938年)による。

一方幼稚園がどのように推移したかであるが、表2に神戸市の幼稚園の開設状況を掲げた。元の資料は『兵庫県学事関係職員録』である。戦時下に園数は増加していない。1938年に神戸市立7園(当時明石郡垂水町立であった垂水幼稚園を加えると同数)で私立は26園、1944年は神戸市立8園、私立23園で数の上で大きな変化はない。それが空襲後の1945年8月には神戸市立4園、私立5園という壊滅的な状況になった。幼稚園の罹災全焼や幼児の疎開などによって閉園を余儀なくされたのであろう。

兵庫県は常設保育所の増設のためにどのような施策を講じたかであるが、1933年の「兵庫県常設託児所奨励規程」で公立保育所への助成を開始し、ついで1938年に同規程を改正し民間保

表2 神戸市内の幼稚園

区分	1938年		1944年		1945年 8月	
神戸市立	西郷 神戸 清風 西野	西灘 楠 兵庫 (垂水)	西郷 神戸 楠 西野	西灘 清風 兵庫 垂水	西郷 清風	西灘 垂水
私立	婦人同情会 普照 二宮 聖家族 神戸愛児園 信成 会下山 野田香盛 昭和 鶴ヶ池 早緑 亀ヶ池 聖ヨハネ	六甲 善隣 頌栄 城口 昇天 平安 末正 長田 慈光 千鳥 須磨 友愛 東須磨	六甲 高羽 私立二宮 頌栄 神戸愛児園 昇天 平安 会下山 昭和 須磨鶴ヶ池 早緑 私立信成	摩耶 善隣 同胞 中華同文 楠 鐘工 兵庫北部 長田 須磨浦 千鳥 亀ヶ浦	養老 長田 昭和	友愛 頌栄

(出典)『兵庫県学事関係職員録』各年版。

(注) 1938年の垂水は町立。1941年に神戸市に合併し神戸市立になる。

育所への助成の途を開いた。社会事業法の届け出によらない企業内、工場保育所も増加し、小規模の民間保育所も多く開設された。1940年度常設保育所調査によると保育所数は55か所、うち乳児を対象とする施設は10か所であった。収容定員は4,156名、在籍数3,506人であった。⁽¹⁶⁾

兵庫県学務部長は1942年2月4日付で常設保育所代表者宛てに運営の改善を求める通牒を發した。「時局下常設保育所ノ使命ハ愈々重キヲ加ヘ候処近時本施設中ニハ動モスレバ社会事業施設タル本来ノ使命ヲ亡失シ其ノ経営並ニ保育内容ニ於テ幼稚園令ニ依ル幼稚園ト異ル所ナキモノ不勘斯ノ如キハ真ニ時局ノ要請スル労働力ノ増強ト健全ナル第二国民ノ育成ヲ旨トスベキ本施設ノ使命達成上遺憾トスル所」として、二つの指示を行なった。一つは児童受託にあたって勤労者の子女を優先入所させるとともに、保育時間は父母の勤労時間を考慮して定めるよう労働力増強施設としての機能発揮に努めること、二つは入所児童が国民学校入学1、2年前の児童のみを保育し、その保育時間も午前中だけか、5、6時間に過ぎないものがある。このようなことでは幼稚園と何ら異ならず社会事業施設としての保育所とは認められず助成の対象とはならない。保育時間の延長、幼少児の優先保育など保育内容、事業の改善を行われたい、とするものであった。学務部長は社会事業施設としての本来の使命に鑑みた常設保育所の経営方針・保育の改善を強く求めたのである。⁽¹⁷⁾

(3) 神戸市の戦時託児所

神戸市では戦争がさらに深刻化した1943年以降1945年までに児童院の廃止、戦時託児所の設置、戦時保育所への編成替えが行われ、戦争への適応が模索された。条例等の改廃をまず示す。⁽¹⁸⁾

1943年4月1日 神戸市立保育所使用条例

1943年4月1日 神戸市立保育所使用条例施行細則

1943年4月1日 神戸市立保育所庶務規程

1944年 3月25日 神戸市立戦時託児所使用条例

1944年 5月10日 神戸市立戦時託児所使用条例細則

1945年 4月 1日 神戸市立戦時保育所使用条例

1945年 4月 1日 神戸市立戦時保育所使用条例施行細則

1943年 3月末に児童院が廃止され保育所は児童院の所管ではなくなった。児童院は1939年 4月に設置され、児童に関する事務・事業・施設を統合しようとした、専門的な観点から設置された組織であったが、これを廃止し保育所を本庁の課の所管としたものである。神戸市立保育所使用条例施行細則は各保育所の定員（灘保育所：幼児60人、乳児15人 生田川保育所：幼児65人、乳児20人 兵庫保育所：幼児60人、乳児10人 林田保育所：幼児60人、乳児15人）を定め、使用料は 1日10銭（減額措置あり）、執務時間は 4月 1日から10月31日が午前 6時より午後 5時、11月 1日から 3月31日までが午前 7時より午後 5時までとされた。

1944年 3月25日に神戸市立戦時託児所条例が定められた。これは神戸市立保育所とは別に戦時託児所を設置するという条例である。

第 1 条 神戸市立戦時託児所（以下託児所ト称ス）ハ戦時下労力ノ供出ヲ容易ナラシムル為児童ノ昼間保育ヲ為シ戦力増強ニ寄与スルヲ以テ目的トス

第 2 条 託児所ニ於テ受託セムトスル児童ハ満三歳以上就学前ノモノトス

とされ、使用料は 1日 5 銭とされた（第 5 条）。第 1 条の戦時託児所の設置目的に注目すべきである。戦時下にあって労力の供出を容易ならしめるためであり、3 歳以上を保育対象とした。

1944年 5月10日に神戸市立戦時託児所使用条例施行細則が制定され、使用料減免の願出、設置される戦時託児所とその定員、執務時間等が定められた。設置される戦時託児所と定員は、八雲、駒ヶ林、須磨で定員は各50名、執務時間は保育所のそれと同じである。

1944年 5月10日には徳井と築島、6月 1日に須磨の戦時託児所の業務が開始された。定員はいずれも幼児50名であった。八雲は常念寺、徳井は圓通寺、築島は宝珠寺に託児所が設置されており、既存の施設を利用して開設したものと思われる。『神戸の保育園史』によると、保育設備や教材を欠いたまま保育が開始された。保育従事者は女学校を卒業したばかりの、まだ少女という方が似つかわしい「保育婦」であった。⁽¹⁹⁾

なお 4月30日に保育所の使用料が10銭から15銭に値上げされ、定員も灘保育所（幼児70名、乳児15名）、生田川保育所（幼児75名、乳児20名）、兵庫保育所（70名、乳児10名）、林田保育所（幼児75名、乳児15名）とされた。乳児の定員は同じで、幼児の各保育所で10名から15名増えた（施行は 4月 1日付）。

1945年 4月 1日に神戸市立戦時保育所使用条例が定められた。この条例は保育所及び戦時託児所を廃止して「戦時保育所」に名称を統一し、一体的に運用しようとするものであった。

第 4 条 保育所ニ於テ取扱フ児童ハ生後六ヶ月以上就学前ノ者トス

とされ、使用料は 1月 5 円以内とされた。この条例と同時に定められた施行細則では保育料と定員が定められた。しかしこの条例が定められた時には、生田川、林田、八雲、築島の戦時保育所は 3月17日に空襲で焼失していた。したがってこれらの保育所を除く各保育所の保育料、定員が定められたのである。乳児を受け入れるのは旧保育所だけであり、旧託児所は幼児だけを受け入れることになっている。

表3 1945年4月の神戸市戦時保育所

名称	保育料	定員
灘戦時保育所	1月1人3円50銭	乳児15人 幼児70人
兵庫戦時保育所	1月1人3円50銭	乳児10人 幼児70人
徳井戦時保育所	1人1月1円50銭	幼児50人
駒ヶ林戦時保育所	1人1月1円50銭	幼児50人
須磨戦時保育所	1人1月1円50銭	幼児50人

(出典)「神戸市市民時報号外」(1945年4月25日発行)。

神戸市立の戦時保育所はこの後も空襲を受けたのである。このような変遷を経て神戸の保育所は敗戦を迎えることになる。

ところで兵庫県社会福祉協議会編『福祉の灯』という本の中に、「この時期において県下に民間社会事業としてあげられるのは、…(中略)…「霞ヶ丘保育園」(土井芳子)をはじめ二カ所の保育所が誕生した。」という記述がある。霞ヶ丘保育園(現在は霞ヶ丘幼稚園)は1943年3月の開設のようである。霞ヶ丘保育園は社会事業法の託児の届出をしていなかったのだろうか。またこの21か所の保育所の具体的名称は何なのか。資料の脱漏のために分からないのか、それとも21か所は社会事業法外の保育所なのだろうか。⁽²⁰⁾

(4) 企業の託児所と県立高等女学校の付属託児所

1943年12月刊行の『厚生問題』に「兵庫県に於ける戦時厚生事業の動向」という論文が掲載されている。筆者は兵庫県の厚生課(前の社会課)の職員のようなのであるが、この論文で兵庫県における企業、社会事業者、行政の連携推進の取組を紹介している。兵庫県の社会課は「戦時厚生事業整備拡充要綱」を制定した。要綱は戦時産業における生産増強のために「生産部門と厚生事業施設との結合、協力の推進」を目的としている。保育に関係ある部分を抜き出してみると、(1)工場内外における勤労者、中小工場労務者のために生活相談所、乳幼児保育所等の開設、利用を図る(2)「国民皆働運動」に厚生事業関係者を協力させる。未活用勤労力(特に女子)動員に伴い当然必要となるべき家庭生活の援護、例えば乳幼児を収容する保育所の設置、が取り上げられている。議論としてありふれているが、企業、厚生事業者(社会事業者)、行政が一堂に会して協議をする「戦時厚生事業連絡委員会」が設置されたことが特色なのであろう。会議には重工業側、保育所側、産業組合側、医師会などが参加した。保母・保健婦の養成機関の拡張整備、小規模の保育所を多数設置するなどの意見が出された。この会議に保育所側から同朋保育園の江川義清や西秀寺保育園の暉峻隆範などが参加していることが注目される。この会議の様子は『兵庫県社会事業』で紹介されており、江川や暉峻の発言が掲載されている。この事業推進のために兵庫県が保育所を重視していることが分かる。また連絡会での議論を生かした取り組みとして、厚生産業報国会の厚生事業従事者の女子部が保母講習会に参加し、保育理論と実際技術の修練を行なった。また各工場への質問事項の整理を行った。(1)婦人の労力が必要か(2)託児所設置の希望なきや(3)会社、工場等における既設の託児所又は保育所に保母雇入れの希望ありや、などを取り上げている。要するに工場側の希望を聞いて、行政や社会事業者側ができることを行う(例えば保母の紹介など)ことによって、連携を深めようとしたものである。⁽²¹⁾

工場がどの程度託児施設を設置したのかは先に示した麒麟麦酒や川西航空機などのほかはよく分からない。しかし行政側が企業内託児所の設置を要望するとともに、保母を斡旋したという厚生課職員の回顧もあるのである。

文部省が保育サービス拡充のために戦時に行った措置の一つは高等女学校に保育所を付設することであった。1943年3月に高等女学校規程が改正され、幼稚園又は託児所を高等女学校に付設することが勧奨され、付設に対して補助金が交付された。

兵庫県では1944年2月28日付で「兵庫県立高等女学校附属保育所規程」が定められた。この保育所の目的について「本所ハ幼児ヲ保育シ決戦下ニ於ケル女子学徒ヲシテ戦力増強ノ結集ニ寄与セシムル」ことであって、兵庫県立神戸第一、神戸第二、姫路、加古川高等女学校に保育所を付設するものであった。保育所長は女学校の校長が兼務する、幼児の定員は100名、保育料は月2円とされている。5月には伊丹高等女学校が追加された。高等女学校の教員が担当教員になり、保母免許者を雇用したり（加古川高等女学校）、保育研究科の生徒が保育にあたり（神戸第一高等女学校）するなど運営に工夫をこらしたと思われる。空襲で「自然消滅」したと言われるが、1947年5月2日に兵庫県立高等女学校規程の改正の告示があった（兵庫県令第107号）。保育料を1月2円から5円に値上げしていることなどから判断すると高等女学校が廃止になるまで戦後にも存続していたのであろう。⁽²²⁾

（5）保母の養成

文部省編『幼児保育に関する諸問題』（1942年刊）は保母の問題点を指摘している。幼稚園においては保母の有資格者は70.3%、常設託児所は32.6%であった。幼稚園令、幼稚園令施行規則において保母の資格について規定があるが、託児所の保母の資格についてなんら定めがないのであり、託児所には無資格者が多かった。託児所では中等学校卒業程度に至らぬものが全体の25%も存在していることは相当問題だと述べている。

保母の資質向上という問題と保母の養成数を増やすという二つの課題があるわけであった。1941年10月の文部省「保母養成施設概況」は、保母養成施設の多くは各種学校であり、養成期間は1年であった。兵庫県の養成機関である頌栄保育専攻学校、聖和女子学院保母科があり養成期間は2年でキリスト教系、養成定員は頌栄60名、聖和75名、在籍は頌栄54名、聖和54名であり、養成期間、養成定員などから見て充実したものであった。このほか兵庫県立神戸第一高等女学校同窓会が1933年に創設した欽松学園が保母養成を行っていた。定員50名、1か年の養成期間であった（1947年閉鎖）。⁽²³⁾

保育施設が矢継ぎ早に開設される状況下で保母の養成は急務であった。1944年3月によりやく「兵庫県立保育所保母養成所規則」を定め、4月1日から開所した。この養成所は「戦時保育所ニ於テ幼児保育ニ従事セントスル女子ニ対シテ必要ナル智識技能ヲ授クルト共ニ徳性ヲ涵養シ国家ノ要請ニ応ズベキ有為ナル保母ヲ養成スル」ことを目的とした。生徒の定員は50名、修業期間は6月とされた。入所資格は高等女学校卒業またはそれに準ずる者、又は2年以上保育事業に従事する者であった。授業時数は毎週32時間であった。戦時保育所に保母を供給するために修業期間を半年に短縮したのであった。このほか「厚生事業報国会」でも保母を養成することになった。定員30名で1944年1月11日から3月末までの期間で養成を行った。午前中は講義、午後実習が行われた。こうした措置が不十分であったことはいうまでもない。⁽²⁴⁾

3 東京都などの保育政策

全国ではどのような保育政策が展開されていたのであろうか。中央社会事業会編『厚生問題』に掲載された東京都、名古屋市、福岡県の動向を検討しておきたい。

(1) 東京都

東京都の保育政策は有名である。幼稚園を廃止し戦時託児所に転換するというドラスチックな保育政策が実施されたためである。1944年4月、東京都私立幼稚園協会が東京都の意向を受けて「決戦即応保育体制ノ件」を定め、私立幼稚園に通知した。その内容は一般家庭も母親が増産、町内勤務などに従事しているため、保育時間の延長が必要である。保育時間を3時まで延長し、両親共働きの場合5時まで保育する。土曜日も1日保育し、地域の必要に応じて日曜日の保育も実施することなどを申し合わせた。東京都は警報が出るたびに幼児を避難させ、安全を確保するのが困難なため4月19日付で「公私立幼稚園非常措置ニ関スル件」を発し「当分ノ間其ノ保育事業ヲ休止セラルル様速ニ御措置相成度」と幼稚園事業の休止を求めた。そして託児所として経営しようとする場合は区長を経由して具申するよう求めたのである。さらに幼稚園保母等で国民学校教員を希望する者は審査の上採用するとしている。⁽²⁵⁾

1944年2月現在の都営戦時託児所は方面館又は方面事務所に付設したものの46か所、国民学校内に設けたもの11か所、神社寺院その他のもの16か所、合計73か所に上っているが、さらに77か所の増設計画があり、完成すれば150か所になる。このほか民間の戦時託児所が20余りある。戦時と呼称していないが従来の保育事業を切り替えたり戦時的色彩を鮮明にしたりしている保育事業者を加えると、都内における戦時体制ないし生産面への「結合協力態制」は漸次強化の一途をたどっている。このように東京都の厚生事業の担当者は述べている。

1944年5月に東京都の戦時託児所の規定が制定された。目的は「国民皆働の実践態勢に即応し、都民勤労力を戦時生活に寄与せしめる。」であり、保育対象は次に掲げるものの乳幼児とする。「(イ) 時局重要産業従事者にして保育条件の欠除又は不足するもの (ロ) 応召、応徴家庭にして保育条件の欠除又は不足するもの (ハ) 保育責任者(家庭婦人)が勤労に従事し保育条件の欠除又は不足せるもの」保育方針として、体育訓練、生活訓練、規律訓練としている。経営組織は「経営主体は公営又は公的性格を存する公共団体、隣保、教育、厚生工場、産報等の諸団体又は之に準ずるものを原則とする」。経費の財源は経営主体、利用者(保育料負担)、官公署からの補助金を主として、利用者から保育料以外に保護者会費等の名目で徴収しない。受託児童は、定員1施設120名以内、乳児は生後60日以上～1年6か月未満、幼児は生後1年6か月～学齢未満。保育時間は4月1日～10月31日が午前6時～午後7時30分、11月1日～3月31日が午前6時30分～午後7時30分。休日は1月1日のみとされている。保育時間が長く、また休日も少ないのが東京都の戦時託児所の特徴であろう。

『厚生問題』掲載の論文「決戦下に於ける東京都の厚生事業」は「乳幼児の保育による勤労家庭の勤労力強化に関連して考慮せられることは、この事業の推進力としての保母の質と量との問題である」としている。都内に10か所以上の保母養成機関があるが、そこで養成された者のうちどれくらいが保育所などの厚生事業分野に挺身するかを問題にし、養成された者の大部分が保育所に赴くより幼稚園を志望する事実があるとしている。「厚生事業陣営における専門的従事者を確保することが、戦時厚生事業の強化、その運営の効率化を、齎すことであり、従

って生産力増強に寄与する所以」である。養成所を終えた者の一部には「感覚的な選り好みから厚生事業関係施設としての保育所に属するよりも、上品に見える幼稚園を望むものが現下の如き段階に直面してもなお甚だ多いのを遺憾とせねばならぬ」という思いを吐露したうえで、保母の強制的な配置の必要性を提案している。たとえば保母養成所卒業生は、1年間は保育所に勤務するという強制配置を断行することが必要だとしている。

東京都は3か月を単位とする保母養成機関を設置し、1期200名、年間800名を養成する計画である。また女子各種学校のうち約20校が保母学校に転換するということである。この担当者のような強制配置の計画などが実現できたのかどうかは分からないが、保母の確保が重要な課題になっていることが分かる。

1944年11月から米軍による帝都東京の空襲が始まるのであった。最初は軍需工場がターゲットになり、やがて無差別爆撃になった。1945年の3月～5月の空襲によって戦時託児所も多くが被害を蒙って、大部分が焼けたままで回復することはなかった。区内のすべての戦時託児所は6月30日限りで廃止された。その代わりに近県郡部の比較的安全な地域に都の施設や既設の保育所を利用し、疎開保育所を開設し幼児を集団疎開させようとしたのである。6月1日から開所が始まった。4か所の疎開保育所の設置が確認されているが、疎開保育所が活動を始めてすぐに敗戦を迎えたのであった。⁽²⁶⁾

(2) 名古屋市

名古屋市の職員が『厚生問題』に「生産増強と名古屋市の社会事業」と題する報告を寄稿した。この報告は、「戦時保育所」「学童保育と幼児生活訓練」「市民勤労作業場」「名古屋市の方面委員」という構成になっている。名古屋市は航空機など軍需工場が立地し労働力確保が課題になっていた。まず戦時保育所からみていこう。⁽²⁷⁾

名古屋市においては早くから労力不足が叫ばれていたが、その対策の一つとして着目されたのが「婦人勤労動員促進」であった。既婚婦人の動員にあたって障害になるのが乳幼児の問題である。労力不足が深刻化すればするほど婦人動員対策のとして保育所の増設が必要となる。名古屋市では、1941年12月まで4社会館（隣保館）保育部と11の独立保育所の合計15か所の保育所で1,100名の乳幼児を保育していた。時局の要請によって、まず1942年1～3月に15か所の増設を行なった。4～10月までにさらに15か所の増設を行なった。その後も社会館保育部1、独立保育所3が竣工し、1943年度には乳児匍匐児を対象とする保育所4か所を開所した。

こうした保育所の緊急増設計画の実施にあたって問題となったのが新築資材の不足であった。そこで戦時保育所として考えられたのが寺院の利用であった。当時としては寺院の利用はなかなか大きな問題であって仏教会や関係寺院などと交渉した。1943年度の乳児匍匐児を対象とした4保育所の設置にあたっては、寺院の利用は困難であった。まず既設の4独立保育所を寺院に移転し、その移転した独立保育所に乳児匍匐児の保育所を開所したのであった。1943年度末の保育施設は6社会館保育部、16独立保育所、35臨設保育所の体制で3,300名の乳幼児を収容している。このうち社会館2と乳児保育所3の5か所で乳児匍匐児を保育している。

政府の最近の女子勤労動員強化方針の積極化に伴って保育所増設はいっそう緊急の度を加えつつあり、名古屋市では保育所大增設の必要に迫られている。日本の航空兵器増産の中心地である名古屋市で女子勤労動員の積極化は必至の問題である。労務者の宿舎難や交通難を考える

と既婚婦人の動員が必要であり、保育所は戦力増強のための施設としてさらなる緊急整備が求められる。そのためにはおそらく幼稚園の保育所化指導と国民学校又は女学校等への保育所の併設というようなことを考えなければ保育所増設も実現が困難でないかと考えられる。

婦人皆働対策の一つとして保育所増設に取り組んできたがその効果はどうであろうか。1942年12月末と1943年8月末を比較すると、家庭を離れて通勤する者が11%から17.3%と6.3%増加し、内職をなす者が19%増加し、働くことができる者で働いていない者はゼロとなり、何らかの方法で働いている婦人は72.3%となっている。数字から判断すると（保育所は）働く婦人の幼児を保育する施設として一歩前進した。1943年4月から働く母親の子供ということを入所希望者の詮衡の第一条件とした。

保育所を婦人動員促進強化上必須の施設として機能させるためには、保育定員の増加、保育時間の延長に取り組まなければならない。現在6社会部と4保育所だけが80名～150名の定員で残りは60名となっている。各施設の事情の許す限り100名近くまで定員を増加させる必要がある。また工場側の希望を考慮すると、朝夕の保育時間の延長の必要もある。保母の交替、早出、居残り制度の採用や近隣の婦人会、女子青年団の朝夕2時間程度の勤労奉仕的応援も必要になってくる。名古屋市の保育所の保育料は従来 of 社会事業的経営の惰性から月額1円、1日3銭弱が現状であるが、1943年度の予算額から考えると園児1人1日当たり20銭の経費を要する。保育対象者が従来 of 貧困家庭から働く家庭に一変したことからすると、必要な者に減免措置を講じておけば一般には相当増額すべきであろう。従来 of 社会事業的慈惠的考え方を一掃して経営上の収支の均衡を図るべきである。

働く婦人の幼児の保育施設という性格が顕著になればなるほど、母親の指導強化が必要になる。育児知識、保健衛生、家政合理化などの指導の積極化である。保母が単なる保育技術だけでなく、保健衛生、家庭生活等の指導という方面に関しても相当の知識を必要とすることになり、保母養成、保母再教育機関の設置といった問題も、保育所大增設計画とともに検討しなければならない。実際急激な大增設を行えば保育の質的低下は免れがたいことであるが、我々としては量の増加とともに質的低下を最小限にとどめるべく努力すべきである。

名古屋市の担当者は戦時保育所について、おおよそ以上のように述べている。保育定員の量的拡大について詳しく言及しているが、保母の確保や保育の質の維持については課題を指摘するにとどまっている。しかしここには量的拡大に邁進しなければならなかった行政担当者の姿がよく表れているといえる。

この報告は学童保育の問題も取り上げている。婦人動員強化に当たって考えなければならないのは、両親共に働く家庭すなわち不在家庭の学童の放課後の保護の問題である。これは少年不良化防止の観点から忘れてはならない課題である。愛知県では1943年度に通牒を発して市町村に学童保育の設置方を慫慂した。国民学校校長会の意見も取り入れ、学校教員の奉仕によって不在家庭学童20名以上を有する90校において「よい子供の会」と称して実施された（日曜祭日は除く）。学校等で学習補導、読書などを行っている。

1943年の時点で都市部では学童保育が課題になっていたことを知ることができる。『厚生問題』の別の論文は、乳幼児の託児の問題だけでなく、婦人の職場への進出の結果、放課後家庭に帰っても両親が不在で放任されている児童の数は決して少なくない。これらの者が悪の感染

から防衛し善導を図らなければならない。戦時厚生事業が着手すべき新たな課題である。⁽²⁸⁾ 母親の勤労によって、学齡児童も戦争の影響を蒙っていたのである。

(3) 福岡県

福岡県は「戦時産業の根源」をなす石炭と鉄の生産県で、日本の主要な工業地帯を抱える県であった。1944年6月から中国・成都の基地からB29が北九州に飛来して爆撃を開始した。福岡県の厚生事業担当者が『厚生問題』に寄稿した「福岡県厚生事業報告―生産増強を中心として―」（1944年4月）は知事が1943年度の予算編成にあたって「本県産業の特殊性に鑑み、各課の行政事務に検討を加へ、此際あらゆる事務を生産増強の一点集中するやうに」という方針が示された。このための事業として最初に掲げているのが「保育施設の拡充強化」であった。「現下の男子労力の不足から全面的に婦人労力の進出の要請されて居る実情に鑑み、之等婦人の子女を保育して婦人の家庭生活に於ける負担を軽減し、婦人労力の供出を助長すると共に一面人口政策の立場より、之等勤労婦人の子女を保護育成しようとするものである。」と保育施設の拡充強化が当面の生産増強とともに長期的には人口政策にも寄与することを目的とすると明示している。戦争の要求するものは「理論」でもなければ「明日」でもない。ただ「実践」であり「今直に」である。「今直に」「真に」やらねばならないと考えられる事柄のみを俎上にのせて具体的実施方針を検討した。「巧遅」よりも「拙速」を旨とした。

必要な保育所の増設を一気に行うことは資材等の関係からの今日の情勢下では困難である。そこで既存のものを利用して応急の間に合わせることに主眼を置いた。その結果「寺院の全面的開放」と「幼稚園の転身」の問題をまず取り上げた。

まず「簡易保育所」の設置である。簡易保育所とは戦時託児所と同様の内容を持つもので、寺院を開放して、とりあえず必要な最小限の設備を加え、直ちに保育所として勤労婦人の子女を受託することにした。1943年1月に「生産増強対策ノ一途トシテ寺院ニ保育所開設ノ件」を通牒し、「簡易保育所開設要領」を示した。

- 一 僧侶の社会的地位は本事業の経営に適し且つ其の効果を挙げ得るものなること
- 一 勤労家庭の密集地帯の寺院はこの際進んで本事業の為寺院を開放すること
- 一 婦人を使用する工場鉱山等と緊密なる連絡をとり開設に要する費用の一部を負担せしむること
- 一 開設の趣旨を克く一般に徹底せしめ就労婦人をして後顧の憂なからしむると共に未就労婦人の就労を促進せしむること
- 一 寺院婦人門徒婦人等を動員して保母として奉仕せしむること
- 一 開設に要する経費に対し若干の県費補助金交付の予定なること

各方面から積極的な協力があり、要領発表からわずか2か月で28か所の寺が応急設備を整え簡易保育所の事業を開始した。1943年度に入ってもある程度継続され、工場鉱山等の職場保育所の新設とともに生産面における有力な底力になっている。

つぎに「幼稚園施設の保育所施設への転用」である。もっとも簡単に保育所施設に転用することができる施設に幼稚園がある。1943年はじめに「生産増強対策ノ一途トシテ幼稚園ノ施設ヲ保育所ニ転用スルノ件」を發出し転用を勧奨した。「此際県下全幼稚園ヲシテ其ノ施設（人的物的）ノ全部若クハ一部ヲ保育施設ニ解放セシメ以テ真ニ生産増強ニ必要ナル勤労家庭ノ乳幼児ヲ受託シ聖戦完遂ニ絶対必要ナル生産力ノ昂揚ニ資セントス」と趣旨を示した。具体的に

は、

- 一 保育施設の国家的必要性を幼稚園経営者に充分認識せしめ積極的に協力せしむること
- 一 関係工場鉱山等と緊密なる連絡を執りこれが利用に遺憾なき期すると共に施設転用に要する経費の一部を負担せしむること
- 一 不急なる有閑家庭の子女の受託を廃し勤労家庭の子女を優先的に受託する今回の転身の趣旨を克く一般に徹底せしめ以て勤労婦人をして後顧の憂なからしむる共に未就労婦人の就労を促進せしむること
- 一 保母に対し転身の趣旨を克く理解せしめ真に従軍の気持を以て奉仕するやう適當なる再教育を施すこと
- 一 転身に因り経費の増大若くは収入減を来す場合は関係工場鉱山、市町村、社会事業団体（一部略）等に於いて相当助成するやう指導すること
- 一 転身に要する経費に対し若干の県費補助金を交付する予定なること

この結果1942年度末までに県下35幼稚園のうち15が転身した。残余の園も調査や転身準備を行っている。

つぎに常設保育所の設置奨励である。資材の関係から毎年5か所程度の新設ならどうか実現の見通しがある。

工場鉱山等事業場の保育所開設に関してはすでに15か所が新設されさらに数十か所で新設の準備を行っている。

保育施設の増設に伴って従事者の需要も当然増大したので、1943年初めに10日ないし2週間の「短縮保育婦養成講習会」を県下数か所で開設し応急の措置とした。1943年度に「保育婦養成所」を開設し修業期間6か月で年2回、毎回50名を養成している。

最後に「保育婦規程」の制定がある。保育所従事者に対して法規上何等身分上の規定がなく、その待遇においても報いられるところが極めて少ない。このため保育所従事者が安心して保育に専念し得るように待遇を改善することが急務であるとして1943年10月「福岡県保育婦規程」が制定された。全国でも同様な制度が設けられ、それがやがて法令制定の機縁となればよい。「福岡県保育婦規程」の内容は、

第1条 本令ニ於テ保育婦ト称スルハ、保育所ニ於テ乳児ノ哺育並ニ幼児ノ保育ニ従フ女子ニシテ保育婦免許状ヲ授ケラレタル者ヲ謂フ

第3条 保育婦免許状ハ保育婦検定ニ合格シタルモノニ之ヲ授与ス

第4条 保育婦検定ハ無試験検定トシ、福岡県保育婦検定委員会ニ於テ之ヲ行フ

そして保育婦の検定を受けることができる者として、高等女学校卒業又はこれと同等以上の学力がある者で2年以上の保育所の保育に従事した者、国民学校高等科卒業又はこれと同等以上の学力を有する者で3年以上保育所の保育に従事した者としており、福岡県限りの資格として「保育婦」を創設しようとしたものである。

このように福岡県はかなり強引に保育所の創設、幼稚園の保育所化、保育婦資格の創設を行なったのであった。⁽²⁹⁾

おわりに～可能性としての幼保一元化

文部省は保育需要への対応には消極的であったといえよう。文部省教育調査部編『幼児保育に関する諸問題』（1942年3月）は「（託児所は）正当には簡易幼稚園として成長すべきものであったが、幼稚園令の諸規定が簡便な施設の設置を許さなかった一方、厚生省の方では幼児受託と言ふ事実に対して補助金を与へたので、凡て託児所として発展して行つたのである。」「本来、「保育」といふ言葉は幼稚園教育のことを意味するものとして明治以来通用してゐたのであるが、託児所側が「託児」と言ふ名称を嫌って「保育所」と呼び、且昼間託児事業を保育事業と呼ぶやうに厚生省に要求し、厚生省が文部省に無断でかゝる名称を許容すると共に、自らも用ひてゐることは、託児所の幼稚園化といふ事実を物語る一事でもある。」と述べているのは、文部省の姿勢を露呈しているといつてよからう。⁽³⁰⁾ 教育審議会答申等で簡易幼稚園の創設を文部省自身が検討課題としながらも何ら具体化には動かなかつたといえる。「保育」の名称を業界や厚生省が勝手に使用していると述べているに至っては役所の縄張り意識を露骨に表出したものである。文部省編『学制八十年史』（1954年3月）は託児所を高等女学校に付設することを勧奨した措置について「しかし、この措置は、幼稚園のもつ教育的機能を第二義とし、幼児の保護を第一義とする傾向を強め、各府県は生産増強対策として幼稚園・保育所を一体とする保育施設を設置しようとする機運が強くなつた。」と戦時中の文部省の保育政策を評価している。⁽³¹⁾ 厚生省や府県・市はなりふり構わずに保育の量的拡大に邁進した。施設設備をあまり考慮せず、保育従事者についても一もともと資格要件はなかつたのであるが一ほとんど拘泥していない。そして補助金を交付して事業推進の原動力としたのであつた。文部省は保育・教育の質を無視したやり方を傍観していた、あるいはサポータージュを決め込んでいたといえる。それはおそらく戦時下という非常事態においても教育の質を一定程度保つべきだという考えであつたのであろう。また幼稚園政策が必ずしも優先度が高くなかつたこともあるであらう。かくして幼稚園と保育所を一元化する機会は失われてしまつたのである。戦時体制がもっと長く継続されれば4歳以上は国民幼稚園、3歳以下は保育所という体制ができたかもしれない。

厚生省の保育政策は保育施設の拡大という目標を設定し、具体化は各都道府県や市に委ねているように思える。県や市は相当の裁量を持って政策を実施することができたといえる。東京都の幼稚園廃止と戦時託児所への転換、名古屋市における戦時保育所の緊急増設、福岡県の寺院の保育所への転用、幼稚園の保育所への転換、保育婦資格の創設などである。厚生省が各県の創意工夫に委ねた結果、県独自の多様な保育政策が採用されたのであろう。そもそも託児所に関しては法令等による基準がなかつたのであり、社会事業法は行政に広範な権限を授権するものであつたから、法的しぼりがすくなかつたといえる。しかし文部行政が基準にこだわつていたように見えるのと対照的である。

保育研究者は戦時体制を託児所、保育所を認知させる一つの機会だと思つていたのであるまいか。日中戦争の後の積極的な提言などにそれをうかがうことができる。保育の面から国策を推進しようとし、児童の基礎的錬成を目的とする国民学校の幼稚園版を提案したのであつた。1941年1月の保育問題研究会編『保育問題』の巻頭言「保育翼賛の道」は「保育技術の研究等のみに止つてゐるとすれば、（中略）保育問題研究会と銘打つには値しないであらう」「保育、即ち皇国の民たる幼児を如何に育成していくべきか」と保育翼賛、保育報国を説いたのである。

保育技術の科学的研究だけでは国による弾圧も予想されたので、保育翼賛を前面に掲げたのであろうか。⁽³²⁾

保育事業には民間も多く参入した。それには行政からの要請に応え国策を遂行しようとした場合もあれば、戦時下の子供のために開設した場合もあるであろうし、事業に参入する機会と捉えた者もあったのでないか。兵庫県下で21の民間保育所が開設されたというが、その代表例として土井芳子の霞ヶ丘保育園が挙げられている。土井は1909年生まれで奈良女子高等師範学校保育科を卒業し神戸市立楠幼稚園に勤務していたことがあった。夫が戦死して生活のために立ち上げたのが霞ヶ丘保育園であった。戦時下で保育事業への参入が容易になったことが霞ヶ丘保育園を開設できた要因ではなかったのかと考えられる。しかし残念ながら新たな資料を発見することができなかった。土井のようなケースはほかにもあったのでないだろうか。それは戦時託児所という非常時の施設は資産がなくても容易に参入が可能となったからではないだろうか。ちなみに土井は戦後に保育園から霞ヶ丘幼稚園に組織替えを行い神戸市の幼稚園界の代表的な人物の一人となるとともに神戸市婦人団体協議会を結成し婦人会運動の指導者になるのである。参入が容易になったために保育園を経営に乗り出したケースがあったのかどうかは今後の検討課題である。⁽³³⁾

戦時下の保育政策のもっとも大きな影響は国民の間に「幼児教育・保育」がどのようなものであるかを広く啓発したということではないだろうか。それは皮肉にも戦後の農村部において保育所の普及ということだけでなくむしろ幼稚園の設置拡大につながったのではなかろうか。戦後保育所が児童福祉法によって児童福祉施設として明記されたが、女性労働力が家庭に戻った結果保育所の設置促進を大きく促す契機にはならなかったと考えられる。戦時下の保育政策が戦後にどのような影響を及ぼしたかの分析は今後に期したい。

戦時下の保育政策をたどっていくとなぜか、どこかでこれと似たようなことがあったという既視感がある。最近の認定こども園制度は、日本経済が労働力不足を来したために女性労働力を労働市場に参入させるための労働力政策の一環である。ここでも幼稚園と保育所の一元化は困難であったこと、可能な政策をすべて動員して保育サービスの供給を拡大する政策がとられたことはどこか戦前の保育政策を彷彿させる。似たような状況になると、行政は同じような政策を行うものらしい。

(注)

- (1) 浦辺史「保育事業論—託児所の質的向上のために—」(『保育問題研究』第3巻第3号、1939年3月)。
- (2) 内務省社会局早崎八洲「欧州大戦に於ける各国の託児所政策」、社会局技師西野陸夫「戦争と母性・乳幼児の保健」(『保育問題研究』第1巻第2号、1937年11月)。座談会は1937年11月15日に開催され、「戦争と保育問題」というテーマで要旨が掲載された。(『保育問題研究』第2巻第1号、1938年1月)。このほか大羽昇一「戦争と児童問題」(『保育問題研究』第3巻第5・6号、1939年6月)などが直接戦争と保育問題を取り上げている。
- (3) 戦時下の文部省及び厚生省の保育政策に関しては、文部省『学制八十年史』(1954年)、文部省編『幼稚園教育九十年史』(1969年)、文部省編『幼稚園教育百年史』(1959年)、児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』(ドメス出版、1978年)がある。厚生省『厚生省二十年史』(1964年)、『厚生省五十年史』(1988年)は託児事業についてあまり詳しくはない。戦時下の保育政策に関する研究としてまず、宍戸健夫『日本の幼児教育：昭和保育思想史』(1991年)を挙げねばならない。戦時期の保育を総括的に対象とした労作である。

- (4) 教育審議会答申「幼稚園ニ関スル要綱」「同説明」は前掲『幼稚園教育百年史』208～210頁。なお文部省教育調査部『幼児保育に関する諸問題』(1942年3月)には幼稚園に関する基本的資料が掲載されている。日米戦争が始まる前の幼稚園についてまとめたもので文部当局の考え方を知る上で必須の文献である。
- (5) 社会事業法については前掲『厚生省五十年史』471～474頁。
- (6) 厚生大臣の諮問と答申は「時局下児童保護ノ為特ニ急施ヲ要スベキ具体的方策ニツイテノ中央社会事業委員会答申」として前掲『児童福祉法成立資料集成 上巻』332～334頁に収録されている。
- (7) 前掲『幼児保育に関する諸問題』22～30頁。1940年に開催された「第八回全国幼稚園関係者大会」で「満四歳以上ノ幼児ヲ収容スル保育機関ヲ文部省ニ於テ統括セラレタキコト」(神戸市保育会)、「教育審議会案幼稚園四項目ノ研究会ヲ挙テ之ガ実施案ヲ作成シ其筋ニ提出シテハ如何」(東京大和郷幼稚園)などが建議されている(山下俊郎「第八回全国幼稚園関係者大会傍聴記」『保育問題研究』第4巻第5号、1940年6月)。なお神戸保育研究会は神戸市立児童院長小西正孝博士を中心に市内の社会事業的性質を持つ8か所の保育所に呼び掛けて結成された。従来の幼稚園教育に対する不満と社会的、文化的状況の必然性に基いて新保育法研究のグループを結成した(大西憲明「神戸保育研究会の歩みの跡」『保育問題研究』第3巻第11号、1939年12月)。1938年10月に発足し、事務局は神戸市立児童院に置かれ、月例会は各保育所の持ち回りで開催された。発足後は婦人同情会、生田川、同朋、誠仏、楠、兵庫、水笠、芦原の順で開催されている。民間保育所の中心的人物が同朋保育園の江川義清、誠仏児童園の大西憲明であったのだろう。なおこの報告の追記として「(一) 保母は一般に私設が多いだけ信念的であり過ぎ、研究的態度をとり難い、又教養が乏しいため手技、遊戯等に異常な関心を示しても保育の理論的興味を余りいだかないし理解しない。医学的熱意をもちたがらない。(二) 保育所の保母は研究する暇どころか、会合に出る機会にも恵まれない、疲労と財的不足と平凡なその日過ぎが多い、以上の問題はいついかに解決するだろうか」としている。
- (8) 社会事業研究所・愛育研究所「本邦保育施設に関する調査概況」(『厚生事業』第26巻第8号、1942年8月)40～60頁。
- (9) 小田直蔵『社会事業夜話』(兵庫県社会福祉協議会、1964年)86～100頁。
- (10) 兵庫県保育所連盟編『兵庫県保育所の歩み』(兵庫県社会福祉協議会、1979年)43～66頁。
- (11) 兵庫県社会課『兵庫県社会事業』第6巻第11号、1942年11月、21～23頁。
- (12) 奥村湛堂「農繁託児所の経営と保育の実際」(『兵庫県社会事業』第6巻第5号、1942年5月)31～40頁。農繁託児所従事者養成の講習会の周知の記事は『兵庫県社会事業』によく掲載されている。
- (13) 『兵庫県社会事業』第6巻第12号、1942年12月、8～11頁。
- (14) 『兵庫県社会事業』第5巻第7号、1941年7月、10～13頁。
- (15) 『昭和二十年神戸市事務報告及財産表』。
- (16) 前掲『兵庫県保育所の歩み』82、83頁。
- (17) 前掲『兵庫県保育所の歩み』85～87頁。
- (18) 条例や規則は神戸市文書館所蔵の「神戸市民時報号外」によって検索した。
- (19) 神戸市保育園連盟編『神戸の保育園史』1977年、114、115頁。
- (20) 兵庫県社会福祉協議会『福祉の灯：兵庫県社会事業先覚者伝』1971年、35～38頁。
- (21) 平塚道雄「兵庫県に於ける戦時厚生事業の動向」(中央社会事業協会編『厚生問題』第27巻12号、1943年12月)。「第一回兵庫県戦時厚生事業連絡委員会 会則を決定堂々と出発」(『兵庫県社会事業』第7巻第5号、1944年5月)。
- (22) 前掲『兵庫県保育所の歩み』88～92頁。なお1947年5月2日の告示は「兵庫県報」による。『神戸高校百年史 学校編 百年の歩み』(兵庫県立神戸高等学校、1999年)の年表には兵庫県立神戸第一高等女学校の付属保育所について1944年3月31日に併置、4月10日に保育所入所式とある。姫路高等女学校については『六十周年記念誌』(兵庫県立姫路東高等学校、1969年)に定員100名に対し200名以上が希望したため働く女性の子供であること、地理的に近いことを入所の条件とした、女性教諭が主任となり保母4名と女学校の生徒10数名が手伝った、1948年8月まで開設されていた、9月から姫路市立東幼稚園となったと記述されている。
- (23) 前掲『幼稚園九十年史』182～191頁。前掲『兵庫県保育所の歩み』91頁。
- (24) 前掲『兵庫県保育所の歩み』88～91頁。
- (25) 前掲『幼稚園教育百年史』965、966頁。
- (26) 谷川貞夫「決戦下に於ける東京都の厚生事業」(『厚生事業』第28巻第4号、1944年4月)1～22頁。疎開保育所については東京都編『東京戦災誌』(2005年)499、500頁。
- (27) 大庭正「生産増強と名古屋市の社会事業」(『厚生問題』第28巻第1号、1944年1月)12～21頁。
- (28) 後藤清「戦時厚生事業の性格と任務」(『厚生問題』第28巻第1号、1944年1月)1～11頁。

- (29) 角銅利生「福岡県厚生事業現地報告—生産増強を中心として—」(『厚生問題』第28巻第4号、1944年4月) 23～36頁。
- (30) 前掲『幼児保育に関する諸問題』27、28頁。
- (31) 前掲『学制八十年史』347、348頁。
- (32) 「保育翼賛の道」(『保育問題研究』第5巻第1号、1942年1月) 1頁。
- (33) 戦後の土井芳子については洲脇一郎「占領軍教育官ジョセフィン・コレッティの神戸」(神戸親和女子大学『児童教育学研究』第39号、2020年2月)を参照。土井は戦前のことはほとんど語っていない。